

ドーピング・コントロール小委員会規程（案）

第1条〔趣旨〕

本規程は、財団法人日本サッカー協会の基本規程（以下『基本規程』という）第232条第4項に基づき、ドーピング・コントロール小委員会に関する事項について定める。

第2条〔組織および委員〕

- ① ドーピング・コントロール小委員会は、スポーツ医学委員会の分科会として位置づける。
- ② ドーピング・コントロール小委員会は、委員長および若干名の委員をもって構成する。
- ③ 委員は、サッカー、医事およびドーピングに関する知識と経験を有するもののうちから、スポーツ医学委員会が推薦し、理事会の承認を経て会長が任命する。

第3条〔委員の任期〕

- ① 委員長および委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- ② 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第4条〔委員長・招集・議長〕

- ① 委員長は委員が互選する。
- ② ドーピング・コントロール小委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- ③ ドーピング・コントロール小委員会の議決は、委員の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- ④ 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第5条〔所管事項〕

ドーピング・コントロール小委員会の所管事項は次のとおりとする。

- (1) ドーピング検査の実施
- (2) ドーピング検査の分析を行なうための試験所の決定
- (3) ドーピング・コントロール・オフィサーの指名
- (4) 治療目的使用の例外的免責（TUE）申請の審査
- (5) ドーピング検査に基づく陽性／陰性の認定（禁止方法に抵触する行為の認定を含む）
- (6) 前第5号の認定に関する選手および／またはその関係者への事情徴収の実施
- (7) ドーピング検査結果の報告
- (8) アンチ・ドーピング特別委員会への陽性認定に関する意見書の提出
- (9) その他ドーピング・コントロールに関する事項

第6条〔事務局〕

ドーピング・コントロール小委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

第7条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行なう。

第8条〔施行〕

本規程は、平成20年2月1日から施行する。